

公益財団法人 守屋留学生交流協会

公益財団法人守屋留学生交流協会（以下、「財団」という）からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、「平成30年度外国人留学生奨学金募集要項（以下、「募集要項」という）」で詳細を確認してください。

応募資格	<p>(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。</p> <p>(2) 在留資格が「留学」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること）。</p> <p>(3) 2018年度において休学，原級，在籍原級，留籍をしていないこと，また，応募する奨学金の受給年度において休学，原級，在籍原級，留籍の見込みがないこと。</p> <p>(4) 応募年度に懲戒処分を受けていないこと。また，応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。</p> <p>(5) 直近のG P Aが，学部生で2.7以上，大学院生で3.5以上であること（会計専門職研究科学生のみ2.5以上）。新入生は対象になりません。</p>
学内締切（厳守）	<p>2018年4月12日（木）</p> <p>※「募集要項」に記載の応募締切日ではなく，上記の学内締切を厳守してください。</p>
提出場所	<p>国際教育事務室（駿河台，生田，和泉） 中野キャンパス低層棟3階 事務室（4番外国人留学生窓口） ※事務室開室時間外での受付は不可</p>
提出書類	<p>「募集要項」 「5.応募の手続き」に記載の応募書類のうち，「平成29年度 外国人留学生奨学金申請書」，「イ. 大学院における研究テーマの概要」，「ウ. 日本に留学した動機，目的」を提出してください。（その他の提出書類は学内選考合格者のみ4月28日（木）までに提出していただきますので，事前に準備をすすめてください。）</p>
注意事項	<p>(1) 応募に際しては必ず，「募集要項」で詳細を確認してください。</p> <p>(2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。</p> <p>(3) 不明な点がある場合には，国際教育事務室，中野キャンパス低層棟3階事務室へ問い合わせることとし，直接，当該財団に問い合わせないでください。</p> <p>(4) 本人以外の応募書類の提出は認めません。</p> <p>(5) 学内応募については，他の奨学金との併願を認めますが，同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。</p> <p>(6) 修正液や二重線による修正は一切行わないでください。</p>
個人情報の取り扱いについて	<p>明治大学は，「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき，日本学生支援機構奨学金，学内奨学金，その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また，個人情報提供先については，法令に遵守した形で行い，これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。</p>
お問い合わせ	国際教育事務室 奨学金担当（03-3296-4141）

平成 30 年度 外国人留学生奨学金募集要項

公益財団法人 守屋留学生交流協会

公益財団法人守屋留学生交流協会（以下「協会」という）は、我が国の大学に在学するアジア諸国からの留学生の中から、平成 30 年度奨学生を下記により募集する。

記

1. 応募資格

奨学生に応募できる者は、次に掲げる外国人留学生とする。

- ア. 平成 30 年 4 月 1 日現在、大学院修士課程 1 年、あるいは博士課程の学生であること。
- イ. 学生の専攻分野は、地理学、歴史学、教育学の他社会科学の専攻分野も含むものとする。
- ウ. 原則として平成 30 年 4 月 1 日現在で年齢が満 35 歳未満であること。
- エ. 原則として政府等他の奨学団体から奨学金を受けていない者。
- オ. 人物優秀で、かつ、心身ともに健康である者。
- カ. 財団が催す諸行事に原則として出席できる者。

2. 奨学金

奨学生には、協会が行う奨学金給付交付会または在学する大学を通じて、月額 70,000 円の奨学金を支給する。

3. 採用予定数

5 名

4. 奨学金の支給期間

奨学金の支給期間は、平成 30 年 4 月から平成+2 年 3 月までとする。ただし期間中大学を退学、休学した場合は、翌月から支給を停止する。その期間中、修士課程から博士課程へ移っても 2 年間は支給する。

5. 応募の手続き

(1) 奨学生に応募する者は別紙様式 1 の申請書に次の書類を添えて、大学において指定する日までに在学する大学に提出しなければならない。

- ア. 成績証明書(単位認定は、科目名と単位数を明記)
- イ. 大学院における研究テーマの概要(別紙様式 3)
- ウ. 日本に留学した動機、目的(小文 400 字程度)
- エ. 外国人登録済証明書(在留資格「留学」が明記されているもの)

(2) (1) の申請があったときは、大学は奨学生として適当かどうかを書類及び面接により選考し、適格と認めた者につき別紙様式 2 による推薦調書を付して当協会に提出する。

6. 選考及び決定

協会は、5 により大学から推薦があったときは、協会に設ける選考会に諮り、奨学生を決定し、在学する大学を通じて本人に通知する。

7. 奨学金の支給休止、停止及び復活

(1) 奨学生が次の各号に該当するときは、その者に対する奨学金の支給を休止または停止する。

ア. 勉学または研究の指導担当から、勉学または研究の継続に不適格と認められた場合

イ. 学業成績が著しく不良の場合

ウ. 素行不良の場合

エ. 家庭の事情等で長期にわたって休学となった場合

(2) 奨学金の支給が停止された者について、その事由が止んだと認められるときは、奨学金の支給を復活することがある。

1. 転学

奨学生が転学したときは、特別の事情があると認められる場合を除き、奨学金の支給を辞退したものとみなす。

2. 学習報告書の提出

奨学生は、毎年度末または奨学金支給期間終了後、速やかに在学する大学を通じて学習報告書(別紙様式 4)を協会に提出しなければならない。

10. 応募先及び問い合わせ先

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-29 株式会社 帝国書院内

公益財団法人 守屋留学生交流協会

電話 (03) 3263-7952 ファックス (03) 3234-7002

メール moriya-zaidan@teikokushoin.co.jp